

「官業打破・民需創造」の視点からの「規制改革推進のためのアクションプラン」
(平成15年2月17日)の改訂などについて(案)

- 「重点検討事項」の追加及びその実現に向けての今後の進め方 -

平成15年10月7日
総合規制改革会議

1. 基本方針

(1) 「12の重点検討事項」の今後の進め方

総合規制改革会議は、「官製市場」(医療、福祉、教育、農業など)、「都市再生」、「労働市場」などの分野の改革を内容とした「12の重点検討事項」の早期実現を目的とする「規制改革推進のためのアクションプラン」(平成15年2月17日)を作成し、同プランの実行を図るため、本年3月以降、当会議の有するあらゆる権限・機能等を行使しつつ集中審議を行い、それにより得られた成果と残された課題を、「規制改革推進のためのアクションプラン・12の重点検討事項に関する答申-消費者・利用者本位の社会を目指して-」(7月15日)としてとりまとめ、公表した。

これらの「12の重点検討事項」については、同答申及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(以下、単に「基本方針2003」という。)(6月27日閣議決定)(注)にも記載されているとおり、当会議として、今次答申において得られた成果のフォローアップと具体化等を進めるとともに、残された多くの課題については、本年末にとりまとめる当会議の「第3次答申」にその成果を盛り込むべく、引き続きこれらの早期実現(遅くとも2年以内に新たな法制度等の施行の完了)に向けての取組を一層推進していくこととしている。

(注)「基本方針2003」より抜粋

12の重点検討事項については、今回の「アクションプラン」での取組を改革の一里塚として、引き続き規制改革に取り組み、その成果を本年末にまとめる総合規制改革会議の答申に盛り込む。

より具体的には、本年末の「第3次答申」において、7月の答申の中で事項ごとにあるべき姿を記載した「総合規制改革会議としての現状認識及び今後の課題」の内容について、最大限、関係各省と合意した上で閣議決定の対象とし、実現に向けた「成果」として勝ち取ることを目標とする。

また、上記の成果は、前回の「基本方針2003」などではなく、「第3次答申」という「当会議の答申」に盛り込まれることから、関係各省との折衝・調整については、原則として当会議の責任の下、委員主導の下で行い、上記「現状認識及び今後の課題」において既に事項ごとに概ね絞られている論点について、最終的文言を念頭に置きつつ行うこととする。

その際、下記3.にあるとおり、a)関係各省への資料提出要求、b)関係各省との公開討論など、当会議及び規制改革担当大臣の有するあらゆる権能を行使することとするが、これらとともに、具体的成果の獲得に近づきつつある事項などについては、「事項別担当委員」(別添1参照)を中心とした、関係各省との非公式折衝なども行う。

(2)「重点検討事項」の追加

他方、「官製市場の民間開放」をはじめとする規制改革の一層の推進を図り、経済活性化を通じた「消費者・利用者本位の社会」を実現するためには、当会議が「象徴的事項」として位置付け、これまで主たる検討対象としてきた上記「12の重点検討事項」の実現のみが全てではないことは当然である。すなわち、最終年度を迎えている総合規制改革会議としては、これら以外の事項についても精力的・集中的な取組を早急に開始し、残された限りある期間内で、経済的規制・社会的規制の区分を問わず、全ての分野における重要な規制改革について、一気呵成に取り組んでいくことが重要である。

したがって、当会議としては、これまでの12事項以外についても、特に「国等の独占又は寡占等により温存された官需を民間に開放し、官民同一条件下の競争を促進することにより、飛躍的に民需の拡大を図ること」が喫緊に必要とされる「5事項」を、下記4.のとおり「当面の課題」として選定・抽出し、これらを「重点検討事項」に新規に追加することにより、「規制改革推進のためのアクションプラン」を本日付で改訂し、直ちにその実行を開始する。

なお、これらの追加する「5事項」については、当会議として、あくまで「当面の課題」として選定・抽出したものであり、今後、「重点検討事項」を更に追加することなどがあり得ることは、言うまでもない。

2. 当面のスケジュール

- (1) 総合規制改革会議は、「既存12・追加5の重点検討事項」について、経済財政諮問会議、構造改革特別区域推進本部とも一層の連携強化を図りつつ検討を行い、本年末にとりまとめ、公表する「第3次答申」に、得られた成果と残された課題を盛り込む。
- (2) その際、関係各省に対して、現在当会議等が有するあらゆる機能・権限等を行使しつつ集中審議を行い、早期実現を図る。なお、これらの検討の際には、経済財政諮問会議とともに、幾つかの事項については「構造改革特区での実現」が主たる成果となる可能性が高いことから、構造改革特別区域推進本部ともより一層の連携強化を図る。
- (3) また、「重点検討事項」のうち、11月の第2回「規制改革集中受付月間」において、構造改革特区又は全国規模において実現されるべきとして提案・要望のあったものについては、その提案・要望の状況や折衝・調整の状況などを、答申に十分に反映させる。

3. 実現に向けた具体的手法

- (1) 総合規制改革会議令（第5条第1項・2項）に基づく、当会議による関係行政機関の長に対する「資料提出・意見開陳・説明の要求等」
- (2) 総合規制改革会議（ワーキンググループを含む）におけるプレス等も含めた「公開討論」の実施、議事録の公開等

- (3) 総合規制改革会議議長又は担当委員による関係各省の大臣又はハイレベル事務方との直接折衝（必要に応じ、当会議の依頼に基づき、規制改革担当大臣による関係各省の大臣との直接折衝）
- (4) 内閣府設置法（第 1 2 条第 2 項）に基づく、規制改革担当大臣による関係行政機関の長に対する「勧告の実施」

4 .「当面の課題」として、今次追加する「5つの重点検討事項」

- (1) 公共施設・サービスの民間開放の促進（いわゆる「公物管理」の見直しなど）
- (2) 労災保険及び雇用保険事業の民間開放の促進
- (3) 国際的な高度人材の移入促進（日本版「グリーンカード」の創設など）
- (4) 自動車検査制度等の抜本的見直し
- (5) 借家制度の抜本的見直し

(別添1)

「12の重点検討事項」に関する「事項別担当委員」

重点検討事項	担当委員
1 株式会社等による医療機関経営の解禁	鈴木代理
2 いわゆる「混合診療」の解禁（保険診療と保険外診療の併用）	〃
3 労働者派遣業務の医療分野（医師・看護師等）への対象拡大	〃
4 医薬品の一般小売店における販売	〃
5 幼稚園・保育所の一元化	八代委員
6 株式会社、NPO等による学校経営の解禁	〃
7 大学・学部・学科の設置等の自由化	〃
8 株式会社等による農地取得の解禁	〃
9 高層住宅に関する抜本的な容積率の緩和	八田委員
10 職業紹介事業の地方公共団体・民間事業者への開放促進 ＜有料職業紹介事業に関する改革＞ ＜ハローワークに関する改革＞	清家委員 八代委員
11 株式会社等による特別養護老人ホーム経営の解禁	八代委員
12 株式会社等による農業経営（農地のリース方式）の解禁	〃

(別添2)

「規制改革推進のためのアクションプランにおける重点検討事項」以外の各WGが担当する重要事項について

平成15年10月7日
総合規制改革会議

総合規制改革会議としては、「規制改革推進のためのアクションプラン」における「重点検討事項」以外の少なくとも以下の事項についても、「重要事項」と位置付け、各ワーキンググループ(WG)において本年末に向け、積極的な検討を行うこととする。

なお、「重要事項」については、これらに限定されることなく今後の追加等もあり得るものとする。

(注1)【 】内は、関連分野(WG)名(は、主担当WG)

(注2)〔 〕内は、総合規制改革会議等における検討経緯や、「規制改革推進3か年計画」における記載状況など

1. 教育・福祉分野における経営主体への公的助成の均一化(バウチャーによる利用者補助制度の導入を含む。)

【 構造改革特区・官製市場改革、福祉、教育、国際経済連携】

〔「官製市場改革WG」等においては以前から検討されるも、「3か年計画」等には記載なし。7月の「答申」では一部言及。6月に実施した「規制改革集中受付月間」などにおける要望は多い。〕

2. 都道府県における教育委員会の廃止など

【 構造改革特区・官製市場改革、教育】

〔当会議における検討経緯なし。特区の第3次提案あり。〕

3. 税制に関する文書回答制度の見直し

【 国際経済連携、金融】

〔「国際経済連携WG」において、本年度から検討中。〕

4. 官公需制度の抜本的見直し

【 競争政策】

〔「3か年計画」においては、同目標作成過程に関する透明性の確保【15年度中に措置】、分割発注方式に関する採用理由の公表【継続的に検討】等についての記載あり。〕

5. フランチャイズシステムに関する制度整備（情報開示制度のサービス分野への適用拡大等）

【 競争政策、流通】

〔「3か年計画」においては、【15年度中に早期に結論】との記載あり。〕

6. 「新しい投資スキーム」の創設（日本版リミテッドパートナーシップ（LP S）、有限責任組織（LLC）など）

【 法務、国際経済連携】

〔「3か年計画」においては、「私法上の事業組織形態の検討」、「投資事業有限責任組合制度の拡充」との記載あり（両者とも結論時期は明示されていない）。〕

7. 株式会社に関する最低資本金規制の抜本的見直し

【 法務、国際経済連携】

〔「国際経済連携WG」において、本年度から検討中。〕

8. 金融サービス（証券）法制の横断化

【 金融】

〔当会議における検討経緯なし。〕

9. 融資法制と社債法制の連続化

【 金融】

〔「金融WG」において、本年度から検討中。〕

1 0 . 我が国における外国人医師・看護師による医療行為等の解禁

【 医療、構造改革特区、国際経済連携】

〔「構造改革特区基本方針」における全国規模の措置として、「外国人医師について、当該国の国民の診療に限定した受入れの拡大」【15年度中に措置】の記載あり。〕

1 1 . オンラインによるレセプト請求原則化のための条件整備

【 医療】

〔「3か年計画」においては、【14年度及び15年度に措置（速やかに原則化等）】との記載あり。〕

1 2 . 高齢者介護に関する新しい仕組みの構築

【 福祉】

〔当会議における検討経緯なし。〕

1 3 . 公益事業に関する分野横断的な競争促進ルールの整備

【 エネルギー、競争政策、IT】

〔昨年度の「ビジネス・生活インフラ整備WG」において、個別事業毎に若干言及されるも、横断的施策に関する検討経緯なし。「3か年計画」等にも記載なし。〕

1 4 . 強制水先の必要な船舶の範囲の見直し

【 運輸、構造改革特区、国際経済連携】

〔当会議における検討経緯なし。〕

1 5 . 国立大学法人の民営化スケジュールの策定

【 教育、官製市場改革】

〔当会議における検討経緯なし。〕

1 6 . 日影規制の見直し

【 住宅・土地・公共工事】

〔「住宅・土地・公共工事WG」において、本年度から検討中。〕